

陵陽中学校いじめ防止基本方針

令和4年度版

1 いじめのとりえ方

(1) いじめとは

(札幌市教育委員会「いじめ問題への対応」(生徒指導第14集<第三版>P5)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒の在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。起こった場所は内外を問わない

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめのとりえ方で大切なこと (同P4)

いじめか、いじめでないかは、人により感じ方、とりえ方が様々であり、万人が共通に、同一の基準でとらえることは難しい。大切なことは、そのことを明確にするよりも、いじめの可能性のあるすべての事案を過小評価せず、「いじめかもしれない」という姿勢で生徒の側に立って対応することである。

- いじめかどうかを判断するのは、まずは生徒である。
- 生徒のどのような訴えにも、まず耳を傾ける。
- いじめは、周りの大人が見ようとしなければ見えない。
- 教職員の「いじめ認知のずれ」が、重篤ないじめにつながる。
- 教職員の小さな声を大きく取り上げる。

(3) いじめの特質 (同P8)

いじめは見えにくい形で、巧妙化、継続化、集団化、解決できずにエスカレートしていくなどの特質がある。こうした特質を認識しておくことが、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた対策を講じる際に重要となる。

- いじめは発見しづらい。
- 誰もが、いじめる側、いじめられる側になり得る。
- いじめる側は、いじめを正当化し隠ぺいする。
- 教職員の言動がいじめの発端や増長の原因となる場合もある。

(4) いじめに対する基本的認識 (同P10)

「深刻ないじめは、どの生徒にも起こりうる」という認識のもと、いじめ問題への対応については、家庭・学校・地域社会が、以下の基本認識に基づき、相互の連携を図りつつ根気強く取組を進めていくことが重要である。

- 「いじめをすることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと。
- 家族の温かい愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の触れ合いの確保が重要である。

- いじめの問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- 家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって解決に向かって真剣に取り組むことが必要であること。

2. 本校の実態

(1) 本校生徒の実態

本校の生徒のほとんどは、東山小学校・美園小学校・平岸高台小学校・南月寒小学校から入学する。

	東山小	美園小	平岸高台小	南月寒小	その他	特別支援学級
R1	66人	41人	15人	6人	7人	6人
R2	78人	43人	10人	7人	2人	6人
R3	71人	51人	11人	5人	9人	9人

また、市教委「悩みやいじめに関するアンケート」（11月実施）からは、次のような結果が出ている。

- ①「あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがありますか。」という問いに対して「ある」と回答した生徒（表1）

表1	1年	2年	3年
R1	11人	4人	6人
R2	7人	2人	1人
R3	6人	2人	5人

- ②「今もいじめられていますか」という問いに対して「いじめられている」と回答した生徒（表2）

表2	1年	2年	3年
R1	7人	1人	3人
R2	2人	0人	1人
R3	3人	0人	1人

- ③「あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか」という問いに対して、「誰にも相談しない」と回答した生徒（表3）

表3	1年	2年	3年
R1	11人	28人	20人
R2	16人	19人	10人
R3	12人	13人	15人

(2) 本校のいじめ対応の実態

①フォロー体制の確立

人間関係のトラブルが起きた場合、「陵陽中学校 いじめ対応マニュアル」に沿って対応し、全校でのフォロー体制を確立する。

- 1：いじめについての事実確認
- 2：校内の指導・協力体制の確立
- 3：いじめられている生徒（いじめを知らせてきた生徒）への対応
- 4：スクールカウンセラーの活用

- 5 : いじめている生徒への対応
- 6 : 周囲の生徒への対応
- 7 : 保護者への対応
- 8 : 関係機関との連携
- 9 : いじめられている生徒の見守り

②札幌市いじめアンケート等の活用

いじめについては、札幌市のアンケート調査(11月)以外に本校独自のアンケート(6月)も行い、知り得た事実について共通理解し、速やかな取組に努める。さらに、生徒の記載内容や消した跡などについて、「いじめアンケート調査 実施要領」の流れに沿って、担任、副担、支援相談部、管理職という複数の教師で読み取り、スクールカウンセラーの助言を得ながら深め、生徒の内面に迫る努力をしていく。

なおアンケート用紙は3年間保管する。また、教育相談を年2回行い、「いじめはどこでも、誰にでも起こり得るもの」という意識をもって取り組む。

③いじめの終結の判断

いじめの緊急対応を終えた後も、学校での対応、本人の状況を伝え、家庭との連携を長期的(6か月間)に行う。6か月間いじめの実態がない場合は、いじめを受けた本人、保護者がいじめの終結を判断する。いじめの終結については、いじめを行っていた生徒の保護者にも連絡する。

④SNS等のいじめ対応

中学生の携帯電話、スマートフォンの普及率が上がり、本校においてもSNS等を契機としたトラブルが多数起きている。ネットモラルの向上を目的とした講演会等、道徳や学活の時間等を活用しSNSの危険性、保護者への啓発などの指導を行い、予防に努める。

3 いじめの未然防止の取組について

(1) いじめについての理解

生徒、教職員及び保護者の三者が「いじめ防止基本方針」(以下「学校の基本方針」)を十分に理解して行動できるようにする必要がある。特に、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学校全体で醸成していくためにも、三者が「学校の基本方針」の策定に関わるとともに、毎年、以下の流れでその内容を確認していくこととする。

1月 校務部会で基本方針の見直し。

3月 職員会議で次年度の基本方針を検討。

4月 職員会議で「いじめ対策委員会」から基本方針を提案。

P.T.A総会で基本方針を提示。HPへの掲載。

(2) 道徳教育及び「陵陽文化」を柱に据えた生徒の活動の充実

①道徳教育の充実による未然防止

「優しさや思いやりの気持ちの育み」「規範意識の醸成」「自己コントロール」など、豊かな心の育成を進めることが、いじめの未然防止につながる。いじめについて自ら考える機会や学校の姿勢を明確に伝える場、また、安心して生活できる環境づくりを模索する時間を確保するため、学校教育全体で取り組む道徳教育はもちろん、年間35時間の「道徳」の授業を充実させる。

②「陵陽文化」継承によるいじめの未然防止

全校生徒がいじめ撲滅宣言を行う「いじめ撲滅キャンペーン」を生徒会中心に展開し、生徒がいじめについて自ら考え、「とよひらお掃除隊」「社会を明るくする運動」などのボランティア活動や職場体験などの活動により、生徒が地域・社会の人とのかかわりを学習することで自己有用感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようにする。それにより、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」(R1全国学力・学習状況調査 「全国結果に比べ、多い」学校だより)「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」(同) という問いに対し肯定的な回答をする生徒をさらに増やす。

また、これまで本校は、「あいさつと合唱」の「陵陽文化」の継承と発展に取り組んできていたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、この2年間、あいさつ運動や合唱コンクールを行うことができずに過ぎてきた。今後の状況を見ながら、「陵陽文化」を意識した取組を、生徒の主体的な活動によって充実させたい。

(3) 自己有用感の涵養

相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒は、自分自身も他者から認められた体験のある生徒だと言われている。また、「すべての教育活動において、子どもたちが生き生きと活動できるように指導を工夫するとともに、子ども一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視することが必要である。(同P16)」とある。

そこで、本校における教育活動の中で、「自己有用感を高める」ことにつながる活動をしっかりと展開していくことが大切になってくる。

教育活動 例	自己有用感を高めるための手立てとして考えられること
学級における係活動・当番活動	学級に貢献していることを、学級だよりで報じたり、学期の反省で相互評価させたり、学級MVPを決めたりする。
委員会活動	学年や学校全体に貢献していることを、放送や広報活動で伝えたり、生徒総会で振り返ったりする。
旅行的行事への取組	行事運営のための組織を工夫し、それぞれの生徒に役割を割り振り、その遂行に対しての自己評価・相互評価を行う。
学校祭への取組	学級を離れた集団においても、一人一人の役割を明確にし、それぞれの努力が見える工夫や、達成感を自覚できるような振り返りを取り入れる。
合唱コンクールへの取組	練習をよい方向にリードしている生徒が評価される場面を設定する。
地域との連携活動（花いっぱい運動・とよひらお掃除隊 等）	ボランティア精神をもってまちづくりに参加し、その成果を自ら確認するとともに、広く校内外に発信し地域から評価をいただく。

4 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 教職員によるいじめの積極的な認知

教職員は、日常の登下校、休み時間、授業等での見守りや教育相談、いじめのアンケート調査によって実態把握を進め、情報の共有、校内研修などによるいじめの態様や特質についての研修等を行っている。今後もこれらの努力を続けるとともに、スクールカウンセラーや相談支援パートナーとの連携を密にするなどして、いじめの早期発見に努める。

(2) 教育相談の充実

いじめのアンケート調査をもとに迅速な対応ができるよう、年2回の教育相談を設定している。今後も、早期解決につなげていく年2回の設定とする一方、必要に応じて適宜、教育相談を行う。

(3) 設置する組織

いじめ防止対策推進法第22条により、本校においては、「いじめ対策委員会」として、以下の構成による組織を置く。

教頭、支援相談部長、各学年代表、養護教諭、該当学年教諭、必要に応じて
(SC、部活動など関係教諭)

※目的に応じ、保護者、地域の外部専門者等が加わる。

なお、本委員会の役割は、「札幌市の基本方針」により、次のような内容とする。

- ①いじめの疑いに関わる情報があったときは、情報の迅速な共有、関係生徒への聴取、事実関係の明確化等が速やかに行われるよう緊急に会議を開く。
- ②会議では、関係する保護者と連携し適切な対応ができるよう、指導や支援の体制、対応方針を具体的に定める。
- ③「学校の基本方針」に基づいた取組となっているか検証するとともに、「学校の基本方針」そのものの検証・修正をPDCAサイクルで行う。
- ④いじめや問題行動などに関わる情報を集約し、それらの教職員への共有化を図る。
- ⑤いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。

(4) 【重要】速やかな組織的対応

組織的な対応は、事態を深刻化させずにいじめを早期に解決したり、いじめの再発を防止したりする上で有効である。したがって、いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、教職員一人一人の役割を明確にして組織的な対応をすることが大切である。

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「札幌市の基本方針」という。)により、原則的には以下のような手順で対応する。

- ①いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ②関係する生徒の保護者との速やかな連携と改善に向けた協力要請
- ③スクールカウンセラーの活用により、生徒の安全確保、内面に迫る。
- ④事実関係の確実な把握
- ⑤再発防止に向けた保護者への対応

- ⑥教育委員会への報告
- ⑦いじめの措置（加害生徒への指導・被害生徒への指導・周りの生徒への指導）
- ⑧いじめの解決

これらはあくまでも原則であり、生徒の心理的状态等によって、適切に判断して進めていく。特に、被害生徒への配慮を大切にする必要がある。

※インターネット上のいじめへの対応（同P32）～最近の顕著な問題傾向のひとつとして意識をもって～

生徒に対する情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても必要な啓発活動を行う。インターネットの不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに必要な措置を講じる。

- ①事実確認し、内容を保存するとともに管理者の確認をする。
- ②いじめられている子への対応。
- ③いじている子の特定に努める。
- ④保護者への説明
- ⑤関係機関（教育委員会、警察）と連携を図り速やかに書き込み等の削除を依頼する。
- ⑥関係している学級や学年の生徒への指導

5 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処概要（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条）

教育委員会又は学校は、いじめの※重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこととなっている。

※重大事態とは（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

教育委員会又は学校は、上記調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することとなっている。また、教育委員会は重大事態が発生した旨を市長に報告することとなっており、さらに市長は、必要と認めるときは再調査を行うことができ、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものと定められている。

(2) 重大事態への具体的な手順

- ①重大事態発生時の報告（学校→教育委員会→市長）
- ②調査主体の判断（「学校が調査主体」か「教育委員会が調査主体」）
- ③調査の実施
- ④調査結果の提供及び報告
- ⑤再調査及び措置

*以下に「いじめ対応マニュアル」を付す。